

様式1(主な取組)

活動指標名	広域相談専門員の配置				R3年度			R3年度 決算見込 額合計	進捗状況	活動概要
実績値	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	実績値(A)	目標値(B)	達成割合 A/B			
	5圏域	5圏域	5圏域	5圏域	5圏域	5圏域	100.0%	49,922	順調	<p>障害を理由とする差別等の解消について、県民の関心と理解を深めるとともに、障害を理由とする差別に関する相談に的確に応じ、解決を図ることができるような必要な体制整備に向け、県に広域相談専門員を配置したほか、市町村の相談員に対する研修会を実施した。</p> <p>進捗状況の判定根拠、要因及び取組の効果</p> <p>年間を通して、1名から2名の広域相談専門員を配置し、県内全域からの相談対応や市町村相談員への技術的助言等を行った。また、市町村相談員を対象とした相談員研修会については、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、オンライン形式の研修を計4回実施し、相談技術の向上、市町村との連携強化に努めた。これらの取組により、障害を理由とする差別等に関する相談体制の整備が図られ、相談事案の解決に寄与した。</p>
活動指標名	相談員研修会の開催				R3年度					
実績値	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	実績値(A)	目標値(B)	達成割合 A/B			
	9回	12回	9回	4回	4回	4回	100.0%			
活動指標名					R3年度					
実績値	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	実績値(A)	目標値(B)	達成割合 A/B			
(2)これまでの改善案の反映状況										
令和3年度の取組改善案						反映状況				
<ul style="list-style-type: none"> 県民や事業者を対象とした普及啓発について、障害者雇用への関心の高まりや国の動向にも注視しながら、事業者を対象とした勉強会を強化する等、より多くの参加者が得られるよう内容の充実を図る。 相談員研修会をより効果的なものとするため、開催時期、内容等について見直しを図るとともに、市町村との連携強化を図る。 県職員に対して、職員対応要領に基づき、障害者の権利利益について適切な対応を図るための研修を実施する。 						<ul style="list-style-type: none"> 事業者向けに障害者に対する理解の促進、合理的配慮の提供等に関する講座を実施。オンライン形式で実施したこともあり、障害の疑似体験、障害者への接遇の実技等は実施できなかったが、例年の参加型講座に比べ、より多くの参加があった。 相談員研修については、新型コロナウイルスの感染拡大のため、全圏域を対象としたオンライン研修を4回実施した。 職員対応要領に基づき、県職員に対して、障害者の権利利益を侵害しないよう適切な対応を図るための研修を実施した。 				



様式1(主な取組)

3 取組の検証 (Check)

(1) 推進上の留意点 (内部要因、外部環境の変化)

○内部要因

- ・ 障害者の社会参加を促進するため、広く県民や事業者に対し、障害への理解に関する普及啓発を図っていく必要がある。
- ・ 障害を理由とする差別に関する相談に的確に応じ、地域での解決が図られるよう、市町村相談員の相談技術の向上、市町村との連携体制の構築を引き続き図るとともに、県内部においても、各所属において障害者に適切に対応できるよう、職員対象研修を実施し、引き続き意識の啓発を図る必要がある。

○外部環境の変化

- ・ 障害者差別解消法が平成28年4月施行され、都道府県レベルでの障害者差別に関する条例制定も進んでおり、障害者の権利擁護について、全国的にも関心が高まっている。
- ・ 事業者における合理的配慮の提供を義務とする改正法が今度3年以内に施行される予定であり、国の動向に注視して今後の取組を検討する必要がある。

(2) 改善余地の検証 (取組の効果の更なる向上の視点)

- ・ 障害者団体、市町村、関係行政機関等と連携し各種啓発活動に取り組み、広く県民や事業者に対して障害に関する理解促進に努める必要がある。
- ・ 市町村を含めた相談員の更なる資質向上を図るため、相談員研修の実施、県から市町村への情報の提供や技術的助言その他の必要な協力を継続して行うとともに、県職員が障害者の権利利益に対して適切な対応をとれるよう、職員対象研修を引き続き実施する必要がある。
- ・ 国の動向を注視しながら、今後の取組については、随時必要な見直しを検討する必要がある。

4 取組の改善案 (Action)

- ・ 事業者等向けの普及啓発は、新型コロナウイルスによりイベントや参加型講座が実施できなかった一方、オンラインの活用など新たな方法が確立された。今後は、国の動向にも注視しつつ、より効果的取組を検討する。
- ・ 相談員研修をより効果的なものとするため、開催時期、内容等について見直しを検討し、市町村との連携強化を図る。
- ・ 県職員に対して、職員対応要領に基づき、障害者の権利利益について適切な対応を図るための研修を実施する。

様式1(主な取組)

「主な取組」検証票

施策展開	2-(3)-イ	障害のある人が活動できる環境づくり	施策	⑤ 誰もが活動しやすい環境づくり
			施策の小項目名	○障害者の権利擁護と普及啓発
主な取組	福祉のまちづくり推進体制事業、障害者理解促進事業			
対応する主な課題	⑥障害者に対する正しい理解を深めるとともに、障害の権利擁護に関する取組み（相談体制の整備等）を推進し、障害者の自立と社会参加を阻む様々なバリアの除去を図るなど、障害のある人もない人も誰もが活動しやすい環境づくりが必要である。			

1 取組の概要 (Plan)

取組内容		年度別計画				
		H29	H30	R元	R2	R3
高齢者、障害者等すべての人が自由に社会参加ができる地域社会を実現するための福祉のまちづくり条例の認知度向上のため、条例の趣旨に沿ったまちづくりに寄与する優秀事例の表彰を行う。また、障害者への理解促進のため「障害者週間のポスター」及び「心の輪を広げる体験作文」の募集・表彰を行う。		5件 福祉のまちづくり賞				
実施主体		県				
担当部課【連絡先】		子ども生活福祉部障害福祉課 【098-866-2190】			福祉のまちづくり賞の表彰、障害者週間のポスター及び体験作文の表彰などの啓	

2 取組の状況 (Do)

(1) 取組の進捗状況 (単位：千円)

予算事業名		福祉のまちづくり推進体制事業							
主な財源	実施方法	H29年度 決算額	H30年度 決算額	R元年度 決算額	R2年度 決算額	R3年度 決算見込額	R4年度		令和3年度活動内容と令和4年度活動計画
							当初予算額	主な財源	
県単等	直接実施	851	765	811	250	715	679	県単等	OR3年度： 募集期間を早めに設定し、当賞の普及啓発活動を実施し、募集及び表彰を行う予定である。 OR4年度： 前年度同様に募集期間を早めに設定し、新聞等で収集した普及啓発活動を行っている個人や団体へ直接的な呼びかけを行う。
予算事業名		障害者理解促進事業							
主な財源	実施方法	H29年度 決算額	H30年度 決算額	R元年度 決算額	R2年度 決算額	R3年度 決算見込額	R4年度		令和3年度活動内容と令和4年度活動計画
							当初予算額	主な財源	
県単等	委託	831	771	952	982	887	1,000	県単等	OR3年度： 障害者への理解促進のため、障害者週間のポスター・体験作文を募集し、表彰を行った。 OR4年度： 前年度同様に、障害者週間のポスター・体験作文の公募を行い、パネル展示や表彰にて広く障害者理解促進を行う。

様式1(主な取組)

活動指標名	福祉のまちづくり賞応募件数				R3年度			R3年度 決算見込 額合計	進捗状況	活動概要
実績値	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	実績値(A)	目標値(B)	達成割合 A/B			
	7件	4件	4件	2件	4件	5件	80.0%	1,602	大幅遅れ	<p>福祉のまちづくり賞に関しては、条例の趣旨の認知向上に繋げるため、当賞に係る募集及び表彰を実施した。また、障害者への理解促進のため、障害者週間のポスター・作文を募集し、表彰を行った。</p>
活動指標名	ポスター・作文応募件数				R3年度					
実績値	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	実績値(A)	目標値(B)	達成割合 A/B			
	93件	54件	71件	25件	11件	55件	20.0%			<p>進捗状況の判定根拠、要因及び取組の効果</p> <p>福祉のまちづくり賞は、対象となる団体等に募集した結果、応募数が4件、4団体の表彰を行った。(県知事賞2件、奨励賞2件)表彰制度が長期に渡る為、過去の受賞事例が増加し、先進事例としての応募が難しくなっている。障害者理解促進事業は、前年度応募件数の合計25件から11件に減少している。</p>
活動指標名	-				R3年度					
実績値	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	実績値(A)	目標値(B)	達成割合 A/B			
	-	-	-	-	-					
(2)これまでの改善案の反映状況										
令和3年度の取組改善案						反映状況				
<ul style="list-style-type: none"> 「福祉のまちづくり賞」については、電話等を介した直接的な声かけを積極的に行うことや広報媒体を利用した表彰の周知(県庁外における掲示場所の増、または新聞広報等)を行い、応募または表彰件数を増やすことにより条例の知名度向上につなげる。 障害者理解促進事業については、電話等を介した直接的な呼びかけを積極的に行い、障害者理解促進の更なる浸透を図る。 						<ul style="list-style-type: none"> 当該取組を長期間に渡り継続して行っている団体等に電話等を介した直接的な呼びかけを積極的に行い、応募を促し、4団体の応募があった。 障害者理解促進事業については、各種学校へのチラシ及びポスターの配布、ホームページでの周知を行っている。また、直接的な電話での呼びかけも実施しているが、応募数の減少傾向が続いている。 				



様式1(主な取組)

3 取組の検証 (Check)

(1) 推進上の留意点 (内部要因、外部環境の変化)

○内部要因

・「福祉のまちづくり賞」については、表彰制度の見直しにより自主応募ができるようになり、応募条件としての側面では応募がしやすくなっているが、表彰制度が長期になってきたことで、過去の受賞事例が多くなり、先進事例という観点からの応募としては難しくなっている。

○外部環境の変化

・障害者理解促進事業において、一般部門は若干増加したが、小学生及び中学生部門の応募件数の減少傾向は継続し、令和3年度においては、高校生区分の件数は1件のみであった。

(2) 改善余地の検証 (取組の効果の更なる向上の視点)

・「福祉のまちづくり賞」については、過去に受賞した事例であっても、当取組を長期間に渡り継続して取り組んでおり、その活動実績の向上等のある受賞者に対しては積極的に応募を促すことにより、さらに上位の賞を与えることができる。

・障害者理解促進事業については、チラシやポスターは例年どおりに行い、個別、学校や施設等に呼びかけることを増やす必要がある。

4 取組の改善案 (Action)

・「福祉のまちづくり賞」については、電話等を介した直接的な声かけを積極的に行うことや広報媒体を利用した表彰の周知（県庁外における掲示場所の増、または新聞広報等）を行い、応募または表彰件数を増やすことにより条例の知名度向上につなげる。

・障害者理解促進事業については、電話等を介した直接的な呼びかけを積極的に行い、障害者理解促進の更なる浸透を図る。